

新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業者向け支援策の一覧

令和3年3月18日
山形県産業労働部

区分	項目	事業名	支援内容	窓口
事業の継続	事業の継続全般について相談したい	新型コロナウイルス関連事業継続相談窓口【県】	新型コロナウイルスの影響により資金繰りや雇用の維持など課題や悩みを抱える事業者のための相談窓口を県内4か所に設置。 〔村山地域〕☎023-621-8439 〔最上地域〕☎0233-29-1306 〔置賜地域〕☎0238-26-6097・6045 〔庄内地域〕☎0235-66-5494	新型コロナウイルス関連事業継続相談窓口(各総合支庁地域産業経済課内)
	緊急事態宣言の影響に対する支援	緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金【国】	①緊急事態宣言発令地域等の飲食店との間で直接的又は間接的に取引している業者（農業者、漁業者、飲食料品、おしゃべりなど食材や商品等の供給者）または ②緊急事態宣言発令地域等における不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けた事業者（旅館、土産物屋、観光施設、タクシー等）であって、令和元年又は令和2年と比較して、令和3年の1月、2月又は3月のいずれかの売上が50%以上減少した事業者※に對して一時金を支給。 〔支給額〕法人:60万円以内 個人事業者等:30万円以内 ※要件を満たすならば、業種や所在地を問わず給付対象	一時支援金相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口 ☎0120-211-240
	事業の再構築に挑戦したい	中小企業事業再構築補助金【国】 ※R3.3月中～	新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再建又はこれらの取組みを通じた規模の拡大等を目指す企業の新たな挑戦を支援 ▶中小企業 補助上限額:〔通常枠〕6,000万円、〔卒業枠〕1億円 補助率:2／3 ▶中堅企業 補助上限額:〔通常枠〕8,000万円、〔グローバルV字回復枠〕1億円 補助率:1／2 上記のほか、『緊急事態宣言特別枠』を創設 ▶中小企業 補助率:3／4※ ▶中堅企業 補助率:1／2※ ※上限額は従業員数により異なる	中小企業庁経営支援部技術・経営革新課 ☎03-3501-1816
財政面	休業しても従業員の雇用を守りたい	雇用調整助成金【国】 (特例措置: R2.4月～R3.4月末)	休業等により労働者の雇用を維持した場合、休業手当等の一部を助成。対象労働者1人1日当たり15,000円が上限。 〔助成率〕中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3。解雇等を行わない場合は、中小企業10/10、大企業3/4 ※非正規雇用労働者など雇用保険被保険者でない者も対象 ※一定の要件を満たす大企業のR3.1.8～R3.4.30までの休業については4/5(解雇等を行わない場合は10/10)に引き上げ	県内各ハローワーク 山形労働局職業対策課 ☎023-626-6101 厚生労働省雇用調整助成金等 コールセンター ☎0120-60-3999
		山形県雇用調整助成金(県単上乗せ)【県】 (対象期間: R2.4月～R3.3月末)	県内の中小・小規模事業者に対して国の雇用調整助成金に上乗せ。 ※国の雇用調整助成金の助成率が4/5の場合に、県単独で1/20を上乗せ	県雇用対策課 ☎023-630-2377,2711
		雇用調整助成金の申請手続サポート【県】	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う雇用調整助成金活用事業者向け山形県相談窓口の開設、無料相談会の開催。 雇用調整助成金の申請手続について、社会保険労務士が電話などで指導・助言。併せて、対面式の相談会も隨時開催。	県相談窓口(県社会保険労務士会内) ☎023-631-2959
雇用の維持・促進	在籍型出向で雇用を守りたい	出向のマッチング【国】	新型コロナの影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「雇用シェア」(在籍型出向)を活用する場合に、双方の企業に対し出向のマッチングを支援。	(公財)産業雇用安定センター山形事務所 ☎023-624-8404
		産業雇用安定助成金【国】	コロナの影響により事業活動を一時的に縮小している事業者が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主が負担する賃金等を助成。 ▶中小企業 補助上限額:12,000円／人・日 補助率:9／10※ ▶大企業 補助上限額:12,000円／人・日 補助率:3／4※ ※出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	(公財)産業雇用安定センター山形事務所 ☎023-624-8404
	コロナの影響で私が休業	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国】	新型コロナの影響で休業した中小企業の労働者及びシフト制等で働く大企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により、支援金・給付金を支給。 〔助成額〕休業前の平均賃金の80%(1日当たり11,000円が上限)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
	コロナ禍の中で正社員を雇用したい	正社員雇用促進奨励金【県】 ※R3.4月～	新型コロナの影響により、県外から本県に移住する者の正社員雇用の促進と移住費用を支援。 ・正社員雇用した事業者に対する支給 〔給付額〕雇用した対象の正社員1人につき中小企業30万円、大企業10万円 ・正社員雇用された移住者に対する支給 〔給付額〕Uターン者20万円、Uターン者以外30万円 新型コロナの影響により、離職を余儀なくされた県内失業者の正社員雇用の促進。 ・正社員雇用した事業者に対する支給 〔給付額〕雇用した対象の正社員1人につき中小企業30万円、大企業10万円	県雇用対策課 ☎023-630-3245

(注)この資料は、各種給付金や融資制度を一覧形式でまとめたものです。詳しい情報は窓口やHPでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業者向け支援策の一覧

令和3年3月18日
山形県産業労働部

区分	項目	事業名	支援内容	窓口
金融面	資金繰りのため融資を受けたい	山形県商工業振興資金【県】	○地域経済変動対策資金 売上高の減少:貸付上限5千万円、償還10年(据置2年)以内、年利1.6%、保証料ゼロ ○新型コロナウイルス感染症対応資金 ※R3.3月末保証申込期限 売上高▲5%以上等(個人事業主)又は▲15%以上等(中小企業、小規模事業者):貸付上限6千万円、 償還10年(据置5年)以内、無利子(3年間)、保証料ゼロ ※民間金融機関の信用保証付き既往債務の借換も可能	県特別金融相談窓口 (県中小企業振興課) ☎023-630-2359 県内各取扱金融機関
		日本政策金融公庫の融資【国】	○特別貸付(中小事業):貸付上限6億円、 償還(運転)15年(据置5年)以内、利子当初3年間0.21%、4年目以降1.11% ○特別貸付(国民事業):貸付上限8千万円、償還(運転)15年(据置5年)以内、利子当初3年間0.36%、4年目以降1.26% ○特別利子補給制度(上記の一部(中小事業3億円、国民事業6千万円)の利子をキャッシュバックにより実質無利子化)	日本政策金融公庫各支店 相談ダイヤル ☎0120-154-505
		商工中金の融資【国】	○危機対応融資:貸付上限6億円、償還(運転)15年(据置5年)以内、金利当初3年間0.21%、4年目以降1.11% ○特別利子補給制度(上記の一部(3億円)の利子をキャッシュバックにより実質無利子化)	商工中金各支店 相談窓口 ☎0120-542-711
		信用保証制度【国】 ※R3.4月～	○伴走支援型特別保証 :保証上限4千万円、保証期間10年(据置5年)、利子は金融機関所定、保証料0.2% ○経営改善サポート保証:保証上限2.8億円、保証期間15年(据置5年)、利子は金融機関所定、保証料0.2%	山形県信用保証協会 ☎023-647-2240
ポストコロナへの対応として	・感染対策と生産性向上・販路開拓を両立させたい ・デジタル化の取組みを進めたい ・コロナの影響で減少した取引先を増やしたい	資本性劣後ローン (日本政策金融公庫及び商工中金等)【国】	○資本性劣後ローン:長期間元本返済が無く、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローン (中小事業):貸付上限7.2億円 償還5年1か月,10年,20年(期限一括償還) 利子当初3年間0.5% 4年目以降は業績で変動 (国民事業):貸付上限7200万円 償還5年1か月,10年,20年(期限一括償還) 利子当初3年間1.05% 4年目以降は業績で変動	日本政策金融公庫相談窓口 ☎0120-154-505 商工中金相談窓口 ☎0120-542-711
		中小企業生産性革命推進事業(もの補助・持続化補助・IT導入補助)【国】	新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資や販路開拓等に加え、ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援 ①ものづくり補助金 【通常枠】補助上限:1,000万円 補助率:中小企業1/2、小規模事業者2/3 ※4/15から受付 【低感染リスク型ビジネス枠】補助上限:1,000万円 補助率:2/3 ※4/15から受付 ②持続化補助金 【通常枠】補助上限: 50万円 補助率:2/3 ※受付中(通年受付) 【低感染リスク型ビジネス枠】補助上限: 100万円 補助率:3/4 ※公募時期未定 ③IT導入補助金 【通常枠】補助上限: 450万円 補助率:1/2 ※4月上旬頃から受付予定 【低感染リスク型ビジネス枠】補助上限: 450万円 補助率:2/3 ※4月上旬頃から受付予定	①ものづくり補助金事務局 ☎050-8880-4053 ②【商工会議所地区】日本商工会議所 ☎03-6747-4602 【商工会地区】山形県商工会連合会 ☎050-3540-7211 ③サービス等生産性向上IT導入支援 事業コールセンター ☎0570-666-424 [IP電話専用回線]☎042-303-9749
		中小企業パワーアップ補助金【県】 ※R3年度中開始予定	県内中小企業・小規模事業者が、デジタル化やポストコロナ(SDGsの推進)に向けた設備等を導入する経費を支援 【中小企業支援枠】 補助上限:200万円 補助率:1/2 ※公募時期調整中 【小規模事業者支援枠】 補助上限:100万円 補助率:1/2 ※公募時期調整中	県中小企業振興課 ☎023-630-2393
		ものづくり産業新活力創出事業【県】 ※R3年度中開始予定	①ものづくり企業のビジネスモデルを診断のうえ、生産管理や生産現場の改善を行うための専門家の派遣 派遣予定企業数:年間17社 派遣回数:1社あたり年10回派遣 企業負担:2万円／1回、専門家の旅費(実費) ②ロボットの活用に必要なスキル等を体系的に習得した技術を育成する研修の開催 【ソフト設計コース(9月開催予定)】定員15名 【ハード設計コース(11月開催予定)】定員15名 ③コロナの影響で減少した売上げの回復に向けた、新規取引先企業とのマッチング支援 【取引促進支援】募集企業50社程度 【新規開発促進支援】募集企業20社程度 ④新たな営業手法となるオンライン営業やデジタル化に関する知識・スキルを習得するセミナーの開催 事業実施機関:山形県企業振興公社 開催回数:年2回開催	県工業戦略技術振興課 ①②☎023-630-2358 ③④☎023-630-2369
区分	項目	内容	窓口	
税制面等	固定資産税・都市計画税の軽減(R3年度)	中小事業者が負担する事業用設備や建物等の令和3年度の固定資産税及び都市計画税について、売上減少に応じ軽減 (売上減少30%以上→1/2に軽減、売上減少50%以上→全額軽減)		各市町村税務担当課
	欠損金の繰戻還付の拡充	前年度に納付した法人税の一部の還付を受けることができる欠損金の繰戻還付制度の対象の拡大 〔対象の変更点〕 資本金1億円以下の中小企業 ⇒ 資本金10億円以下の企業まで拡大		各税務署
	公共料金の支払いの猶予等	公共料金…①上水道・下水道、②NHK、③電気、④ガス、⑤固定電話・携帯電話 支払い猶予や供給停止の猶予などの柔軟な対応を行うよう、政府が関係事業者へ要請中		上水道・下水道、NHK、電気、ガス、 固定電話・携帯電話 各事業者

(注)この資料は、各種給付金や融資制度を一覧形式でまとめたものです。詳しい情報は窓口やHPでご確認ください。